平成２８年（フ）第２０８８号
名古屋市中川区法華２丁目９番地　アンコールヴィラ701号、従前の住所名古屋市中川区江松１丁目202番地の１
破産者　安井　英美
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５９号
名古屋市港区丸池町１丁目１番地の１　丸池荘４棟207号
破産者　黒川麻依子
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８５３号
愛知県海部郡蟹江町本町６丁目190番地　Ｍ．Ｓ．ＧＲＡＣＥ73　２Ｂ
破産者　佐治　　極
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７７号
名古屋市千種区高見１丁目13番27号　Ｋ’ｓ307号
破産者　岩田　奈々
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６５号
神戸市長田区東尻池町７丁目６番３号
破産者　木下　和子
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７６号
神戸市兵庫区新開地４丁目４番14―1101号
破産者　中根　一成
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７７号
神戸市長田区四番町４丁目公有地市住20―408号
破産者　中根　一弘
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６号
兵庫県豊岡市城崎町来日749番地
破産者　城嶽　圭子
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第８１０号
広島市西区庚午北３丁目20番22―302号
破産者　佐東　智美
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
熊本県熊本市西区蓮台寺２丁目７番13号グレースピーチＣ101号、破産申立時の住所長崎県雲仙市国見町多比良丁2121番地２
破産者　前田　成壽
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
沖縄県宜野湾市上原１丁目14番５―402号　コーポ仲本
破産者　大城　将輝
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第７４号
北海道苫小牧市新開町１丁目１番８号　アングレカム106号
破産者　清水　　薫
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６６号
北海道旭川市南６条通26丁目513番地の27
破産者　石井　雅英
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７７号
釧路市大楽毛西１丁目28番４号
破産者　中尾　嘉男
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１７号
青森市金沢４丁目15番35号　浦田方
破産者　阪本　恵子
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号
青森市大字三本木字川崎255番地26
破産者　福井　俊明
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
宮城県角田市君萱字神鳴15番地１
破産者　水野とみ子
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部